

益田市農業委員会第17回総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月28日(金) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 益田市役所 大会議室
3. 農業委員(出席12名)(欠席4名)
 - 1番 又賀 保(欠) 2番 大畑 美里(出) 3番 須藤 寿人(出)
 - 4番 吉村 太(出) 5番 大庭 清(出) 6番 齋藤 浩文(出)
 - 7番 御神本康一(出) 8番 田中 綾(欠) 9番 佐原 晃子(欠)
 - 10番 領家 耕一(出) 11番 松本 幸夫(出) 12番 谷本 大輔(出)
 - 13番 柳田 継男(欠) 14番 豊田 志摩(出) 15番 宮川 有衣(出)
 - 16番 西川 友史(出)
4. 農地利用最適化推進委員(出席20名)(欠席4名)
 - 1番 増野 六彦(出) 2番 三輪 昌義(欠) 3番 澁谷 記幸(出)
 - 4番 澤江 浩一(出) 5番 山根 健治(欠) 6番 寺戸 康人(出)
 - 7番 三浦 尚人(出) 8番 田原 勝美(出) 9番 野村 浩三(出)
 - 10番 寺戸豊太郎(出) 11番 塩満 文雄(出) 12番 河野 正憲(欠)
 - 13番 青木 伸爾(出) 14番 中村 敏幸(出) 15番 椋木 昭雄(出)
 - 16番 長谷川孝明(出) 17番 豊田 繁雄(出) 18番 中島秀一郎(出)
 - 19番 宮内 英之(出) 20番 椋木 孝光(出) 21番 岡崎 定佳(出)
 - 22番 渡邊 豊孝(出) 23番 河野 光好(出) 24番 三浦 和顕(欠)
5. 提出議案
 - 議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第85号 農地でないことの確認について
 - 議第86号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報第65号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
 - 報第66号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
 - 報第67号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
 - 報第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
6. 議事に参加した職員
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事
7. 議事の概要

西川友史会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 17 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名につきましては、14 番の豊田志摩委員、15 番の宮川有衣委員、よろしくお願いたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が 1 番又賀保委員、8 番田中綾委員、9 番佐原晃子委員、13 番柳田継男委員、農地利用最適化推進委員が、2 番三輪昌義委員、5 番山根健治委員、12 番河野正憲委員、24 番三浦和顕委員でございます。</p> <p>そういたしますと「議第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>1 番 飯田町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、飯田町の畑 1 筆 926 平方メートルです。譲り渡し事由は、譲受人の要望に応えるため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
須藤寿人委員	<p>3 番須藤です。現地確認は 10 月 23 日に澁谷推進委員と行いました。〇〇さんと、〇〇さんは義理の兄弟にあたりまして、以前 3 条で申請しようとしたんですが、当時は要件を満たしていなかったため、できませんでした。この度、要件を満たすようになったので、贈与という形で農地を譲り渡すということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 安富町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、安富町の畑 1 筆 494 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は、譲り受けて耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
領家耕一委員	<p>10 番領家です。現地確認は 10 月 20 日に青木推進委員と行いました。場所は、〇〇を過ぎて、〇〇方面へ行く橋を渡った北側に位置します。譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんは親子にあたります。この場所は共有地だったんですが、共有者の方が亡くなられて、相続さんが相続放棄したため、〇〇さんの農地となりました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

<p>西川友史会長</p> <p>事務局</p>	<p>3番 美濃地町</p> <p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美濃地町の田1筆 2,622平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接する農地を所有しており譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
<p>谷本大輔委員</p>	<p>12番谷本です。現地確認は10月24日に中島推進委員と行いました。この案件は、譲渡人の〇〇さんが県外に居住しておられて、帰郷の予定もないため、譲受人の〇〇さんが買い受けて、耕作していくということです。管理自体は以前から〇〇さんがされていたそうですので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>本日の3条申請につきましては以上3件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思ひます。</p>
	<p>(なし、の声)</p>
	<p>そういたしますと、「議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p>
	<p>続きまして、「議第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
	<p>1番 横田町</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の所在は、横田町の畑1筆 178平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、車庫で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。</p>
<p>領家耕一委員</p>	<p>10番領家です。現地確認は10月20日に青木推進委員と行いました。〇〇さんは益田に住んでおられる方ですが、申請地の隣接地に〇〇さんの実家がありまして、今は空き家となっております。昔に許可を取らずに転用していたことが分かったため今回の申請となりました。特に問題はないと思ひます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>本日の4条申請につきましては以上1件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方</p>

	<p>お気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思ひます。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そういたしますと、「議第 83 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 中吉田町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑 4 筆 217.91 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地拡大で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 10 月 17 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は自宅に隣接する農地を、駐車場及び庭園として使用するというものです。特に問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 かもしま西町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑 2 筆 417 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、貸店舗で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 10 月 17 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は〇〇に係るもので、上下水道なども完備されたところですので。特に問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
西川友史会長	<p>3 番 かもしま西町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑 3 筆 1,320 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>

大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は10月17日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請事由は住宅用地として分譲するためです。上下水道なども完備されたところ。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
西川友史会長	4番 左ヶ山町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、左ヶ山町の畑 2筆 1,341.60平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願ひいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願ひ致します。
領家耕一委員	10番領家です。現地確認は10月25日に中村推進委員と行いました。場所は〇〇から左ヶ山町に行く途中にある小俣賀という集落にあります。譲受人と譲渡人は兄弟で、弟の方に譲るということでした。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
西川友史会長	5番 神田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の畑 4筆 2,910平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願ひいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願ひ致します。
松本幸夫委員	11番松本です。この案件は令和3年頃に出た話ですが、当時、登記が昔のままになっていたなど、問題がありまして、この度ようやく出てきた案件でございます。周りにも太陽光発電設備がおかれているところがありますので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
西川友史会長	6番 白上町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、白上町の田 1筆 918平方メートルです。土地改良事業の施工区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。転用目的は、農業用倉庫で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律にもとづく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。雨水は、地下浸透です。

	<p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。なお、第1種農地であるため島根県農業会議常設審議委員会の審議事項となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
豊田志摩委員	<p>14番豊田です。現地確認は10月15日に岡崎推進委員と行いました。申請地は、〇〇の事務所と、機械などが置いてある場所のすぐ隣になります。農地の所有者さんは既に耕作しておらず、〇〇が買い受けて、農業用倉庫を建てたいそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>本日の5条申請につきましては、以上6件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告ございました。何かお気づきの点、御意見ございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>よろしいでしょうか。そういたしますと、「議第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして「議第85号、農地でないことの確認について」を議題といたします。</p>
	<p>1番 下種町</p>
事務局	<p>申請地は下種町の2筆 834平方メートルです。昭和58年の災害により耕作困難となったため、耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
大庭清職務代理	<p>5番大庭です。現地確認は田原推進委員と行いました。この地区は〇〇の集落からちょっと山に入ったところになります。申請書にも書いてありますように、昭和58年の水害以降耕作しておらず、近くに人も住んでおられません。現地も山林化しておることを確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>2番 匹見町石谷</p>
事務局	<p>申請地は匹見町石谷の6筆 6,005平方メートルです。昭和44年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
宮川有衣委員	<p>15番宮川です。現地確認は10月22日に行いました。現地は匹見町石谷というかなり山深いところで、申請者の曾祖父が耕作をしていたということなのですが、現状は山林化してりましたので、非農地ということで判断いたしました。特に問題はないと思います。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>

西川友史会長	<p>本日の非農地証明願、以上 2 件でございます。事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>よろしいでしょうか。そういたしますと、「議案の 85 号 農地でないことの確認について」を承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして「議第 86 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>17 番 向横田町</p>
事務局	<p>申請地は、向横田町の田 3 筆 7,104 平方メートルです。</p> <p>5 年 5 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。</p>
長谷川孝明委員	<p>高城地区担当の長谷川です。この土地は元々、所有者さんのお父さんと〇〇が相對契約を結んでおられましたが、お父さんが亡くなったことで、息子さんに契約者が切り替わるタイミングで、一括契約に移行するという事です。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
西川友史会長	<p>事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>よろしいでしょうか、そういたしますとこの案件については承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、1 番から順に行きたいと思ひます。1～3 番は借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。</p> <p>1～3 番 遠田町</p>
事務局	<p>申請地は、遠田町の畑 3 筆 3,087 平方メートルです。</p> <p>4 年 2 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。</p>
澤江浩一委員	<p>安田地区の澤江です。1～3 番の案件は、元々やられていた方が規模縮小をしたいということで、違う耕作者さんに切り替えるというものです。それぞれ 1 番は農業用倉庫、2 番は畑地、3 番は樹園地として使用されます。特に問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
西川友史会長	<p>4 番～16 番、借り手が同じですので、一括での申請をお願い致します。</p> <p>4 番～16 番 大草町及び山折町</p>
事務局	<p>申請地は、大草町及び山折町の田 31 筆 36,424 平方メートルです。</p>

	5年2ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
澤江浩一委員	澤江です。この案件は今まで〇〇が相対契約でやっていたものを、一括方式の契約に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	18番から21番、借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。 18番～21番 美濃地町
事務局	申請地は、美濃地町の田及び畑7筆 9,928平方メートルです。 17年2ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
中島秀一郎委員	美濃地区担当の中島です。現地確認は10月24日に谷本委員と行いました。圃場整備の関係で、〇〇に集積するというものです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	本日の一括の新規申請は以上21件でございます。再設定も含めまして何か皆さん方でお気づきの点ございましたらお出し頂きたいと思っております (なし、の声) そういたしますと「議第86号集積計画の一括方式について」も承認の扱いとさせていただきます。 そういたしますと議事は以上終了でございます。続きまして報告事項の65号から順次報告をお願いします。
事務局	「報第65号、農地法第3条の3の規定による農地法、農地等の権利取得の届出について」届出件数は22件です。全てにおいて相続人が管理され、あっせん希望は4件となっております。 「報第66号、農地法第18条第6項の規定による、通知書の確認について」届出件数は37件です。解約理由は、1番から23番、32から33番までが、使用貸借に契約変更するため、24番から31番、34番については農地中間管理事業利用のため、35番は新たな担い手に契約変更するため、36番から37番は、耕作者から解約の申し出があったため、それぞれ合意解約がなされたものです。 「報第67号、農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は11件です。解約理由は1番から6番が契約内容の変更のため、7番、8番が売買のため、9番から11番は耕作者の変更のため、合意解約がなされたものです。 「報第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について」 届出件数は1件です。申請地は、横田町の1筆 1,022平方メートルの内6平方メートルです。農業用倉庫の利用でございます。

西川友史会長

報告は以上でございます。

先ほど事務局から報告事項の説明がございました。この中で、何か皆さん聞いてみたいことがございましたらお出し頂きたいと思えます。

(なし、の声)

それではないようですので、第 17 回総会を終わりたいと思えます。

閉会

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。

会 長

14 番

15 番